

議案第2号

公益社団法人広島県薬剤師会役員報酬規程の一部改正 について

公益社団法人広島県薬剤師会役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）を、次のとおり改正することについて総会の承認を求める。

1 理由

役員日当の支給根拠を役員報酬規程に追加するとともに、総額の変更等を行うため。

2 内容

新旧対照表のとおり。

3 改定時期

令和4年7月1日から適用する。

公益社団法人広島県薬剤師会役員報酬規程【新旧対照表】

旧	新	摘要																		
<p>(総額) 第3条 役員報酬等の総額は<u>400万円</u>以内とする。</p> <p>(報酬の支給等) 第4条 本会は、理事のうち、会長、副会長及び専務理事に対して、次条に定めるところにより報酬を支給する。</p> <p>2 役員の職務遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。</p> <p>3 本会の役員には、賞与及び退任慰労金は支給しない。</p> <p>(理事の報酬額) 第5条 会長、副会長及び専務理事の基準報酬は、基本額に理事別係数を乗じた額とする。</p> <p>2 基本額は1万円とする。</p> <p>3 理事別係数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="1133 1568 1260 1904"> <tr> <td>一</td> <td>会長</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>副会長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>専務理事</td> <td>2</td> </tr> </table>	一	会長	20	二	副会長	2	三	専務理事	2	<p>(総額) 第3条 役員報酬等の総額は<u>1,400万円</u>以内とする。</p> <p>(月次報酬の支給等) 第4条 本会は、理事のうち、会長、副会長及び専務理事に対して、次条に定めるところにより報酬を支給する。</p> <p>2 役員の職務遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。</p> <p>3 本会の役員には、賞与及び退任慰労金は支給しない。</p> <p>(月次報酬額) 第5条 会長、副会長及び専務理事の基準報酬は、基本額に理事別係数を乗じた額を月額とする。</p> <p>2 基本額は1万円とする。</p> <p>3 理事別係数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="1133 784 1292 1120"> <tr> <td>一</td> <td>会長</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>副会長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>専務理事</td> <td>2</td> </tr> </table>	一	会長	20	二	副会長	2	三	専務理事	2	
一	会長	20																		
二	副会長	2																		
三	専務理事	2																		
一	会長	20																		
二	副会長	2																		
三	専務理事	2																		

(役員日当)

第6条 役員には、出務1回当たり5,500円を報酬として支給する。なお、オンラインによる出務の場合は4,500円とする。

(支給日および支給方法)

第7条 報酬は現金又は振込により毎月21日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。
2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第8条 新たに会長、副会長及び専務理事なつた者には、その日から報酬を支給する。
2 会長、副会長及び専務理事が退任し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
3 会長、副会長及び専務理事が死亡により退任したときは、その日までの報酬を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外るときは、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによつて計算する。

(公表)

第9条 本会はこの規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公

(支給日および支給方法)

第6条 報酬は現金又は振込により毎月21日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。
2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに会長、副会長及び専務理事なつた者には、その日から報酬を支給する。
2 会長、副会長及び専務理事が退任し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
3 会長、副会長及び専務理事が死亡により退任したときは、その日までの報酬を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外るときは、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによつて計算する。

(公表)

第8条 本会はこの規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する

<p>ものとする。</p> <p>(雑則) <u>第9条</u> この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>(規程の改廃) <u>第10条</u> この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>表するものとする。</p> <p>(雑則) <u>第10条</u> この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>(規程の改廃) <u>第11条</u> この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>改正規程は、令和4年6月19日に制定し、令和4年7月1日から施行する。</u></p>
---	--

公益社団法人広島県薬剤師会役員報酬規程（改正後全文）

（総則）

第1条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第32条第2項に基づく役員報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

（定義等）

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- 三 費用とは職務の遂行に伴い発生する旅費その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（総額）

第3条 役員報酬等の総額は1,400万円以内とする。

（月次報酬の支給等）

第4条 本会は、理事のうち、会長、副会長及び専務理事に対して、次条に定めるところにより報酬を支給する。

- 2 役員の仕事遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。
- 3 本会の役員には、賞与及び退任慰労金は支給しない。

（月次報酬額）

第5条 会長、副会長及び専務理事の基準報酬は、基本額に理事別係数を乗じた額を月額とする。

- 2 基本額は1万円とする。
- 3 理事別係数は、次のとおりとする。

一 会長	20
二 副会長	2
三 専務理事	2

（役員日当）

第6条 役員には、出務1回当たり5,500円を報酬として支給する。なお、オンラインによる出務の場合は4,500円とする。

(支給日および支給方法)

第7条 報酬は現金又は振込により毎月21日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第8条 新たに会長、副会長及び専務理事なつた者には、その日から報酬を支給する。

2 会長、副会長及び専務理事が退任し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。

3 会長、副会長及び専務理事が死亡により退任したときは、その日までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによつて計算する。

(公表)

第9条 本会はこの規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

改正規程は、令和4年6月19日に制定し、令和4年7月1日から施行する。